平成２５年（フ）第３６０号
静岡県沼津市高沢町４番11号　ビラ高沢101
債務者　髙島　良二
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１６１４号
名古屋市中川区東起町２丁目１番地１　リースホーム東起Ｄ棟、住民票上の住所名古屋市中村区中村中町３丁目73番地の１
債務者　鬼頭　早稲
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６６２号
名古屋市西区大野木４丁目539番地　大野木ハイツ３Ｆ号
債務者　髙木みどり
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６９３号
愛知県小牧市新町３丁目124番地　コーポファミールＡ棟103号、前住所愛知県春日井市牛山町2785番地
債務者　小川　芳惠
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１４号
岡山県津山市瓜生原569番地８
債務者　山本　龍彦
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第３２号
大分県日田市東町３番11号　春光荘１Ｆ－１
債務者　髙倉　広隆
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第３１９号
沖縄県那覇市字大道135番地２
債務者　仲田セツ子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８５５号
東京都青梅市長淵６丁目483番地の４ダイユーマンション303
債務者　佐野　浩一
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８５６号
東京都青梅市長淵６丁目483番地の４ダイユーマンション303
債務者　佐野　智子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７４号
栃木県足利市本城２丁目1903番地10
債務者　国定弥生こと　國定　弥生
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第８４７号
東京都東久留米市幸町１丁目６番10号小川荘203号
債務者　田口　博司
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４１２５号
大阪市住之江区南加賀屋３丁目４番３－212号
債務者　上栗　忠幸
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４２０号
川崎市幸区神明町１丁目70番地　パークサイド201
破産者　木村　秀樹
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４２１号
川崎市幸区神明町１丁目70番地
破産者　木村　幸代
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
横浜市鶴見区佃野町11番13号　福田方、開始決定時の住所川崎市川崎区日進町27番地18朝日サンライズ川崎710
破産者　神田三代子
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
愛知県江南市藤ヶ丘１丁目１番地１　江南団地６棟304号
破産者　川中　満博
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部